

○湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する規則

平成29年5月9日

規則第4号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 正規の勤務時間等（第2条～第5条）

第3章 宿日直勤務及び時間外勤務並びに時間外勤務代休時間（第6条～第8条の11）

第4章 休日の代休日（第9条）

第5章 休暇（第10条～第24条）

第6章 雑則（第25条・第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 正規の勤務時間等

（特別の形態によって勤務する必要がある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準）

第2条 任命権者は、湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成6年湯河原町真鶴町衛生組合条例第2号。以下「条例」という。）第4条第2項本文の定めるところに従い週休日（条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（条例第5条に規定する勤務日をいう。次項及び次条において同じ。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないようにしなければならない。

2 任命権者は、条例第4条第2項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

（1） 週休日が毎4週間につき4日以上となるようにすること。

（2） 勤務日が引き続き12日を超えないこと。

（3） 1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないこと。

3 前2項の規定は、条例第2条第2項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

（週休日の振替等）

第3条 条例第5条の規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 任命権者は、週休日の振替（条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は4時間の勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（4時間の勤務時間

のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。)のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第10条に規定する勤務日等をいう。以下同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

- 3 任命権者は、4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

(休憩時間)

第4条 任命権者は、おおむね毎4時間の連続する正規の勤務時間(条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)の後に、1時間の休憩時間を置かなければならない。

- 2 任命権者は、条例第3条第2項の規定により勤務時間を割り振る場合において、前項の規定によると能率を阻害すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合するように休憩時間を置くことができる。

(1) 正午から午後1時までの時間帯において、連続する正規の勤務時間が5時間30分を超えることとなる前に30分以上の休憩時間を置くこと。

(2) 前号の休憩時間の終わる時刻から連続する正規の勤務時間が5時間30分を超えることとなる前に30分以上の休憩時間を置くこと。

- 3 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

第5条 任命権者は、条例第3条第2項の規定により勤務時間を割り振り、条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、条例第6条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

第3章 宿日直勤務及び時間外勤務並びに時間外勤務代休時間

(宿日直勤務)

第6条 条例第8条第1項の規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う施設、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び施設内の監視を目的とする勤務とする。

- 2 任命権者は、休日(条例第9条に規定する国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日及び年末年始の休日を総称していう。以下同じ。)、国又は組合の行事の行われる日で組合長が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項に規定する勤務と同様の勤務を命ずることができる。

第7条 任命権者は、職員に前条に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合)

第7条の2 条例第8条第1項ただし書の規則で定める場合は、第6条第2項に規定する勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に当該勤務を命じることができない場合とする。

2 条例第8条第2項ただし書の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第8条 任命権者は、条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

第8条の2 任命権者は、条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において短時間勤務職員に勤務することを命ずる場合には、短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等)

第8条の3 条例第8条の2第1項のその他これらに準ずる者として規則で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

2 条例第8条の2第1項の規定による育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続は、早出遅出勤務請求書（様式第1号）により、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ任命権者に対して行うものとする。

3 前項の規定による請求は、子（条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）が出生する前においてもすることができるものとする。この場合において、職員は、子が出生した後、速やかに、当該子の氏名及び生年月日を任命権者に届け出なければならない。

4 第2項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

5 任命権者は、育児を行う職員を早出遅出勤務とする措置の実施に当たっては、早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻並びに休憩時間をあらかじめ定めて職員に周知するものとする。この場合において、当該始業及び終業の時刻は、それぞれ午前7時以後及び午後10時以前に設定するものとする。

(子が死亡した場合等の届出)

第8条の4 前条第2項の規定による請求を行った職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、遅滞なく育児又は介護の状況変更届（様式第2号）により任命権者に届け出なければならない。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第8条の2第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

2 前項の規定による届出が、前条第2項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までになされた場合には、当該請求はされなかったものとし、早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までになされた場合には、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求があったものとみなす。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限に係る配偶者）

第8条の5 条例第8条の3第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者であるものとする。

- (1) 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態でない者
- (3) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定でない者又は産後8週間を経過した者

（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第8条の6 条例第8条の3第1項の規定による育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続は、深夜勤務制限請求書（様式第1号）により、深夜勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに任命権者に対して行うものとする。

2 前項の規定による請求は、子が出生する前においてもすることができるものとする。この場合において、職員は、子が出生した後、速やかに、当該子の氏名及び生年月日を任命権者に届け出なければならない。

- 3 第1項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

(子が死亡した場合等の届出)

第8条の7 前条第1項の規定による請求を行った職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、遅滞なく育児又は介護の状況変更届(様式第2号)により任命権者に届け出なければならない。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求した職員の子でなくなった場合
 - (3) 当該請求した職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
 - (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
 - (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が条例第8条の3第1項に規定する職員に該当しなくなった場合
- 2 前項の規定による届出が、前条第1項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までになされた場合には、当該請求はされなかったものとし、深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までになされた場合には、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求があったものとみなす。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第8条の8 条例第8条の3第2項又は第3項の規定による育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続は、時間外勤務制限請求書(様式第1号)により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに任命権者に対して行うものとする。この場合において、同条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

- 2 前項の規定による請求は、子が出生する前においてもすることができるものとする。この場合において、職員は、子が出生した後、速やかに、当該子の氏名及び生年月日を任命権者に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、条例第8条の3第2項又は第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

- 4 任命権者は、第1項の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、条例第8条の3第2項又は第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。この場合において、任命権者は、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

（子が死亡した場合等の届出）

第8条の9 前条第1項の規定による請求を行った職員は、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、遅滞なく育児又は介護の状況変更届（様式第2号）により任命権者に届け出なければならない。

- （1） 当該請求に係る子が死亡した場合
 - （2） 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
 - （3） 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
 - （4） 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
 - （5） 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ条例第8条の3第2項又は第3項に規定する職員に該当しなくなった場合
- 2 前項の規定による届出が、前条第1項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日とされた日の前日までになされた場合には、当該請求はされなかったものとし、時間外勤務制限開始日から起算して、前条第1項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間になされた場合には、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

（介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第8条の10 第9条の4から前条まで（第9条の4第3項、第9条の5第1項第3号から第5号まで、第9条の6、第9条の7第2項、第9条の8第1項第3号から第5号まで、第9条の9第2項及び前条第1項第3号から第5号までを除く。）の規定は、条例第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の4中「育児」とあるのは「介護」と、第9条の5第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第9条の7第1項中「育児」とあるのは「介護」と、第9条の8第1項第1号中「子」とあるの

は「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求した職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第9条の9第1項中「育児」とあるのは「介護」と、「ものとする。この場合において、条例第8条の3第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ものとする」と、同条第3項中「、条例第8条の3第2項」とあるのは「、それぞれ条例第8条の3第2項に規定する支障の有無」と、同条第4項中「、第1項の」とあるのは「条例第8条の3第3項の」と、「条例第8条の3第2項又は第3項に」とあるのは「条例第8条の3第3項に」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求した職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(時間外勤務代休時間の指定)

第8条の11 条例第8条の4第1項の規則で定める期間は、湯河原町真鶴町衛生組合職員の給与に関する条例（昭和52年湯河原町真鶴町衛生組合条例第13号。以下この条において「給与条例」という。）第10条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月（次項において「60時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第8条の4第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間（同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等（休日及び代休日（条例第10条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第10条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を時間外勤務代休時間指定簿（様式第3号）により、当該60時間超過月の末日の直後の給料の支給定日までに指定するものとする。

(1) 給与条例第10条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(2) 給与条例第10条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第8条の4第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者

が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

- 5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。
- 6 任命権者は、条例第8条の4第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることに鑑み、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

第4章 休日の代休日

(代休日の指定)

- 第9条 条例第10条第1項の規定に基づく代休日（同項に規定する代休日をいう。以下同じ。）の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（条例第8条の4第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）について行わなければならない。
- 2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。
 - 3 代休日の指定の手續に関し必要な事項は、組合長が定める。

第5章 休暇

(年次休暇の日数)

- 第10条 条例第12条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。
- (1) 斉一型短時間勤務職員（短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数
 - (2) 不斉一型短時間勤務職員（短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第2条第2項、第3項及び第4項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数
- 第10条の2 条例第12条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。
- (1) 当該年の中途において、新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなる職員（次号に掲げる職員を除く。） その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

- (2) 当該年において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）適用職員等（条例第12条第1項第3号に規定する地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの（地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。第4項において同じ。）又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）
- 2 条例第12条第1項第3号の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。
- (1) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人
- (2) 前号に掲げる法人のほか、組合長がこれに準ずる法人であると認めるもの
- 3 条例第12条第1項第3号の規則で定める職員は、当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等になり引き続き再び職員となったものとする。
- 4 条例第12条第1項第3号の規則で定める日数は、20日に当該年の前年における年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数（同号に掲げる職員が再任用職員又は任期付短時間勤務職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。
- 5 第1項第2号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、組合長が別に定める日数とする。
- 第10条の3 次に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第12条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたとき

きにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に应じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

- (1) 短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率
- (2) 短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (3) 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて不斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率
- (4) 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて斉一型育児短時間勤務を始める場合 勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を7時間45分とみなした場合の1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

（年次休暇の繰越し）

第11条 条例第12条第1項の規定によって1年につき定められている年次休暇の日数のうち、その年に与えられなかった日数があるときは、職員は、その日数のうち労働基準法第39条において職員に対し与えなければならないと規定されている年次休暇の日数からその年に受けた年次休暇の日数（前年から繰り越された年次休暇を除く。）を差し引いた残日数（当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあっては、当該残日数に前条各号に掲げる場合に应じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数とする。）に相当する日数

（1日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数）を、年次休暇としてその翌年に受けることができる。

2 労働基準法第39条の規定によって、1年につき職員が請求することができる年次休暇の日数は、前年までの職員の継続した勤務年数（以下「継続勤務年数」という。）に応じ別表第2のとおりとする。ただし、短時間勤務職員の同表第2の適用については、第11条の規定の例により得られた日数とする。

3 前項の規定による継続勤務年数の計算は暦年によるものとし、年の中途において採用された職員の1年未満の継続勤務期間はこれを1年とする。

第12条 前条の規定による年次休暇は、職員が前年中において全勤務日の8割以上出勤した場合にこれを与えるものとする。

2 職員が年次休暇及び特別休暇並びに公務上の傷病により勤務しなかった期間は、前項の規定の適用については、これを出勤したものとみなす。

（年次休暇の単位）

第13条 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。

2 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。

（1）次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 7時間45分

（2）育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

ア 育児休業法第10条第1項第1号 3時間55分

イ 育児休業法第10条第1項第2号 4時間55分

ウ 育児休業法第10条第1項第3号又は第4号 7時間45分

（3）斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。） 勤務日ごとの勤務時間の時間数（1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

（4）不斉一型短時間勤務職員（第2号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。） 7時間45分

（病気休暇）

第14条 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる次の基準による期間とする。

（1）公務上の傷病の場合 その療養に必要と認める日数

（2）その他の傷病の場合 90日の範囲内においてその療養に必要と認める日数

2 前項の規定にかかわらず、職員の健康上必要があると認めるときは、1時間を単位とすることができる。

（特別休暇）

第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (3) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
- (4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間
 - ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
 - イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動
 - ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
- (5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの連続する5日の範囲内の期間
- (6) 妊娠中の女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回及び妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、その都度必要と認める期間
- (7) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
- (8) 女子職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (9) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）

であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日に2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

- (10) 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日（短時間勤務職員にあっては、15時間30分）の範囲内の期間
- (11) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日（短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、5日に相当する時間）の範囲内の期間
- (12) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るための予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (13) 要介護者の介護その他必要な世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (14) 職員の親族（別表第3の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- (15) 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間
- (16) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から10月までの期間内における、週休日、条例第8条の4第1項

の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて 5 日の範囲内の期間

(17) 地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 7 日の範囲内の期間

(18) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

(19) 地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(20) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通遮断又は隔離 必要と認められる期間

2 前項第10号から第13号までの休暇（以下この項において「特定休暇」という。）の単位は、1 日又は1 時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1 時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

（介護休暇）

第16条 条例第15条第1 項の規則で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。

（1） 祖父母及び兄弟姉妹

（2） 職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第3において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で組合長が定めるもの

2 条例第15条第1 項の規則で定める期間は、2 週間以上の期間とする。

3 条例第15条第1 項に規定する職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿（介護休暇用）（様式第4 号）に記入して、任命権者に対し行わなければならない。

4 任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7 項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

5 職員は、第3 項の申出に基づき前項若しくは第7 項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7 項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合において、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿（介護休暇用）に記入して、任命権者に対し申し出なければならない。

6 任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第4 項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第19条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合はこれらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第16条の2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第16条の3 介護時間の単位は、30分とする。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（病気休暇及び特別休暇の承認）

第17条 条例第16条の規則で定める特別休暇は、第16条第1項第6号、第7号及び第8号の休暇とする。

第18条 任命権者は、病気休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。第21条第1項において同じ。）の請求について、条例第13条に定める場合又は第16条第1項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。

（介護休暇及び介護時間の承認）

第19条 任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第15条第1項又は第15条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

（年次休暇、病気休暇又は特別休暇の請求等）

第20条 年次休暇、病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ出勤票に記入して、年次休暇については任命権者に、病気休暇及び特別休暇については任命権者に文書で請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 第16条第1項第6号及び第7号の申出は、あらかじめ出勤票に記入して文書で任命権者に対し行わなければならない。

3 第16条第1項第8号に掲げる場合に該当することとなった女子職員は、その旨を速やかに文書で任命権者に届け出るものとする。

(介護休暇及び介護時間の請求)

第21条 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿(介護休暇用)(様式第4号)又は休暇簿(介護時間用)(様式第5号)に記入して文書で任命権者に請求しなければならない。

2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間(当該指定期間が2週間未満である場合その他の任命権者が定める場合には、任命権者が定める期間)について一括して請求しなければならない。

(休暇の承認の決定等)

第22条 第21条第1項又は前条第1項の請求があった場合においては、任命権者は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、これらの項の規定により介護休暇の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日(以下この項において「1週間経過日」という。)後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

2 任命権者は、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の請求等の様式)

第23条 病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の請求等の様式に関し必要な事項は、別に定める。

(その他の事項)

第24条 この章に規定するもののほか、休暇に関し必要な事項は、組合長が定める。

第6章 雑則

(第2章から第4章までの規定についての別段の定め)

第25条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条、第4条第1項及び第2項、第9条の12第1項及び第3項並びに第10条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、組合長の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間、時間外勤務代休時間の指定又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

(報告)

第26条 組合長は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の廃止)

- 2 湯河原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年湯河原町真鶴町衛生組合規則第1号）は、廃止する。

附 則（令和4年9月30日規則第3号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和7年6月27日規則第9号）

この規則は、令和7年7月1日から施行する。

別表第1（第10条の2関係）

在職期間	日数
1月に達するまでの期間	2日
1月を超え2月に達するまでの期間	3日
2月を超え3月に達するまでの期間	5日
3月を超え4月に達するまでの期間	7日
4月を超え5月に達するまでの期間	8日
5月を超え6月に達するまでの期間	10日
6月を超え7月に達するまでの期間	12日
7月を超え8月に達するまでの期間	13日
8月を超え9月に達するまでの期間	15日
9月を超え10月に達するまでの期間	17日
10月を超え11月に達するまでの期間	18日
11月を超え1年未満の期間	20日

別表第2（第11条関係）

勤続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年以上
年次休暇日数	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日

別表第3（第15条関係）

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を1にしていた場合にあっては、7日）

子の配偶者又は配偶者の子	1 日（職員と生計を 1 にしていた場合にあっては、5 日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1 日（職員と生計を 1 にしていた場合にあっては、3 日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1 日

様式第1号(第8条の3、第8条の6、第8条の8関係)

- ☐早出遅出勤務
- ☐深夜勤務制限
- ☐時間外勤務制限

請求書

任命権者 様				年 月 日	
次のとおり		☐ 養育のため		☐ 早出遅出勤務 ☐ 深夜勤務の制限 ☐ 時間外勤務の制限	
				を請求します。	
				所 属 職 名 氏 名 所属長	
				印 印	
1 請求に係る子又は要 介護者	氏名				
	続柄等				
	子の生年月日		年 月 日 (☐ 出産予定日)		
	養子縁組の効力が生じた日		年 月 日		
2 職員の配偶者で当該 子の親である者の有無 及び状況(深夜勤務の 制限を請求する場合)	☐ 有	☐ 深夜において就業している。 (深夜勤務の制限を請求する場合) ☐ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障がいによ り養育が困難である。 ☐ 産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)又は 産後8週間以内である。			☐ 無
3 要介護者の状態及び 具体的な介護の内容					
4 請求に係る期間	早出遅出勤務		年 月 日から		☐ 毎日
	深夜勤務の制限		年 月 日まで		☐ その他()
	時間外勤務の制限		年 月 日から		
	☐ 条例第8条の3第2項 ☐ 条例第8条の3第3項		☐ 1年 ☐ 月(12月に満たないものに限 る。)		
5 請求に係る早出遅出 勤務の始業及び終業時 刻並びに当該時刻とす る理由	時 分 始業 時 分 終業		【理由】		
(注)					
1について					
① 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等(請求に係る子が湯河 原町真鶴町衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第8条の2第1項に規定する特 別養子縁組成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実)を記入する。					
② 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求 する場合において記入する。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、 「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、 ☐ 出産予定日にレ印を記入する。					
2について					
① この欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。					
② 「就業している。」とは、就業日数が1月に3日を超えることをいう。					
3について					
この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。					
4について					
小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために早出遅出勤務又は深夜勤務の制限を 請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を早 出遅出勤務終了日又は深夜勤務制限終了日として請求する。					
5について					
この欄の始業及び終業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業 の時刻のうち、請求するものを記入する。					

様式第2号(第8条の4、第8条の7、第8条の9関係)

育児又は介護の状況変更届

		年 月 日	
任命権者 様			
		所 属	
		職 名	
		氏 名	(印)
		所属長	(印)
☐ 早出遅出勤務	☐ 子の養育		
次のとおり ☐ 深夜勤務の制限 に係る	☐ 要介護者の介護	の状況	
☐ 時間外勤務の制限			
について変更が生じましたので届け出ます。			
1 届出の事由			
(1) 養育の状況の変更			
☐ 子が死亡した。			
☐ 職員の子でなくなった。			
(☐ 離縁 ☐ 養子縁組の取消し ☐ 家事審判事件の終了 ☐ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)			
☐ 子と同居しなくなった。			
☐ 職員の配偶者で子の親である者が子を養育できるものとして規則第8条の5に規定する者に該当することとなった。			
☐ 上記以外の理由により請求できる職員に該当しなくなった。			
(理由：)			
(2) 介護の状況の変更			
☐ 要介護者が死亡した。			
☐ 要介護者と職員との親族関係が消滅した。			
(消滅の事由：)			
2 届出の事実が発生した日			
年 月 日			

(注) ☐ のある欄には、該当する☐内にレ印を記入すること。

時間外勤務代休時間指定簿

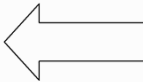
所 属 _____

氏 名 _____

- 1 時間外勤務代休時間を指定する日
_____ 年 _____ 月 _____ 日
- 2 当該時間外勤務代休時間を指定する日の正規の勤務時間
_____ : _____ ~ _____ : _____ ~ _____ : _____
- 3 当該時間外勤務代休時間を指定する時間
_____ : _____ ~ _____ : _____ ~ _____ : _____

☐4時間
☐7時間45分
☐ 時間 分

(年次休暇※に連続して指定する場合)



指 定 に 代 え よ う と す る 時 間 外 勤 務 の 時 間 数	第9条の12第2項	
	第1号	第2号
	時間	時間
換算率	×25／100	×15／100

※ 年次休暇の時間
_____ : _____ ~ _____ : _____ (時間)

- 4 職員の意向
- 時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨を申し出ないこと。

所属長印	本人確認印

様式第4号(第16条、第21条関係)

(その1)

休暇簿(介護休暇用)

所属

氏名

※ 要介護者 に関する 事項	氏 名		※要介護者の状態及び具体的な介護内容
	続 柄		
	同・別居	☐ 同居 ☐ 別居	
	介護が必要となった時期 年 月 日		

指定期間の申出・指定											
第1回				第2回				第3回			
※ 申出の期間	※申出日	※ 本人印	所属 長印	※ 申出の期間	※申出日	※ 本人印	所属 長印	※ 申出の期間	※申出日	※ 本人印	所属 長印
年 月 日 ～ 年 月 日				年 月 日 ～ 年 月 日				年 月 日 ～ 年 月 日			
期 間	月 日			期 間	月 日			期 間	月 日		
備考				備考				備考			

指定期間の延長・短縮											
第1回				第2回				第3回			
※延長・短縮 後の末日	※申出日	※ 本人印	所属 長印	※延長・短縮 後 の末日	※申出日	※ 本人印	所属 長印	※延長・短縮 後 の末日	※申出日	※ 本人印	所属 長印
(年 月 日) ～ 年 月 日				(年 月 日) ～ 年 月 日				(年 月 日) ～ 年 月 日			
延長・短縮後の 期間	月 日			延長・短縮後の期 間	月 日			延長・短縮後の期 間	月 日		
(年 月 日) ～ 年 月 日				(年 月 日) ～ 年 月 日				(年 月 日) ～ 年 月 日			
延長・短縮後の 期間	月 日			延長・短縮後の期 間	月 日			延長・短縮後の期 間	月 日		
備考				備考				備考			

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

(その2)

介護休暇の請求・承認								
※請求の期間				※請求年月日	※本人印	承認の可否	所属長印	備考
年	月	日	時 間					
年	月	日	時 分～	日	年 月 日		☐ 承認 ☐ 不承認	
～	年	月	時 分～	時				
年	月	日	時 分～	日	年 月 日		☐ 承認 ☐ 不承認	
～	年	月	時 分～	時				
年	月	日	時 分～	日	年 月 日		☐ 承認 ☐ 不承認	
～	年	月	時 分～	時				
年	月	日	時 分～	日	年 月 日		☐ 承認 ☐ 不承認	
～	年	月	時 分～	時				
年	月	日	時 分～	日	年 月 日		☐ 承認 ☐ 不承認	
～	年	月	時 分～	時				
年	月	日	時 分～	日	年 月 日		☐ 承認 ☐ 不承認	
～	年	月	時 分～	時				
年	月	日	時 分～	日	年 月 日		☐ 承認 ☐ 不承認	
～	年	月	時 分～	時				

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

(その3)					
介護休暇の取消し等					
※休暇取消し等の期間			※		
年 月 日	時 間	日・時間数	本人印	所属長印	備 考
年 月 日～ 年 月 日	時 分～ 時 分	日			
	時 分～ 時 分	時			
年 月 日～ 年 月 日	時 分～ 時 分	日			
	時 分～ 時 分	時			
年 月 日～ 年 月 日	時 分～ 時 分	日			
	時 分～ 時 分	時			
年 月 日～ 年 月 日	時 分～ 時 分	日			
	時 分～ 時 分	時			
年 月 日～ 年 月 日	時 分～ 時 分	日			
	時 分～ 時 分	時			
年 月 日～ 年 月 日	時 分～ 時 分	日			
	時 分～ 時 分	時			

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

(その1)

休暇簿(介護時間用)

所属	氏名
----	----

※ 要介護者 に関する 事項	氏名			※要介護者の状態及び具体的な介護の内容										
	続柄													
	同・別居	☐ 同居 ☐ 別居												
	介護が必要となった時期		年						月	日				
連続する3年の期間				年	月	日	年	月	日					
※請求の期間										※ 請求年月日	※ 本人印	承認の 可否	所属 長印	備考
年	月	日	時	分	時	分	日・ 時間数							
年	月	日	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時	分	時	分	日	年	月	日	☐ 承認 ☐ 不承認		
年	月	日		時	分	時	分	時						
年	月	日	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時	分	時	分	日	年	月	日	☐ 承認 ☐ 不承認		
年	月	日		時	分	時	分	時						
年	月	日	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時	分	時	分	日	年	月	日	☐ 承認 ☐ 不承認		
年	月	日		時	分	時	分	時						
年	月	日	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時	分	時	分	日	年	月	日	☐ 承認 ☐ 不承認		
年	月	日		時	分	時	分	時						
年	月	日	☐ 毎日 ☐ その他 ()	時	分	時	分	日	年	月	日	☐ 承認 ☐ 不承認		
年	月	日		時	分	時	分	時						

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

(その2)

介護時間の請求・承認								
※請求の期間				※請求年月日	※本人印	承認の可否	所属長印	備考
年	月	日	時 間					
年	月	日	☐ 毎日	時 分～	日	年 月 日		☐ 承認 ☐ 不承認
年	月	日	☐ その他 ()	時 分～	時			
年	月	日	☐ 毎日	時 分～	日	年 月 日		☐ 承認 ☐ 不承認
年	月	日	☐ その他 ()	時 分～	時			
年	月	日	☐ 毎日	時 分～	日	年 月 日		☐ 承認 ☐ 不承認
年	月	日	☐ その他 ()	時 分～	時			
年	月	日	☐ 毎日	時 分～	日	年 月 日		☐ 承認 ☐ 不承認
年	月	日	☐ その他 ()	時 分～	時			
年	月	日	☐ 毎日	時 分～	日	年 月 日		☐ 承認 ☐ 不承認
年	月	日	☐ その他 ()	時 分～	時			
年	月	日	☐ 毎日	時 分～	日	年 月 日		☐ 承認 ☐ 不承認
年	月	日	☐ その他 ()	時 分～	時			

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

(その3)

介護時間の取消し等					
※休暇取消し等の期間			※ 本人印	所属長印	備考
年 月 日	時 間	日・時間数			
年 月 日～ 年 月 日	時 分～ 時 分	日			
	時 分～ 時 分	時			
年 月 日～ 年 月 日	時 分～ 時 分	日			
	時 分～ 時 分	時			
年 月 日～ 年 月 日	時 分～ 時 分	日			
	時 分～ 時 分	時			
年 月 日～ 年 月 日	時 分～ 時 分	日			
	時 分～ 時 分	時			
年 月 日～ 年 月 日	時 分～ 時 分	日			
	時 分～ 時 分	時			
年 月 日～ 年 月 日	時 分～ 時 分	日			
	時 分～ 時 分	時			

(※印の欄は、職員が記入し、又は押印する。)

様式第1号（第8条の3、第8条の6、第8条の8関係）
様式第2号（第8条の4、第8条の7、第8条の9関係）
様式第3号（第8条の11）
様式第4号（第16条、第21条関係）
様式第5号（第16条、第21条関係）